3　規則第32条第１項に定める添付書類は、次に掲げる書類とする。但し、申込人が協会員である場合にあっては、第１号に掲げるものに限る。
⑴　申請時に有効な苦情処理及び紛争解決に関する社内規則の写し
⑵　貸金業の登録に係る登録済通知書の写し又は登録証明書１通
⑶　申込時に有効な貸金業務に係る社内規則の写し（第１号に掲げるものを除く。）
⑷　申込人が法人の場合にあっては、当該申込人に係る登記事項証明書（過去３か月以内に作成されたものに限る。）
⑸　申込人が個人の場合にあっては、当該申込人に係る住民票の抄本若しくは住民票記載事項証明書又は外国人登録原票記載事項証明書（いずれも過去３か月以内に作成されたものに限る。）
4　規則第32条第２項に定める初回負担金相当額は、手続実施基本契約申込みの日を協会が手続実施基本契約を承諾した日とみなして第55条第２項を適用して定める初回負担金と同額とし、協会が指定する金融機関口座に振り込んで支払うものとする。
5　協会が手続実施基本契約の申込に応じないことに確定したときには、協会は、申込人の請求に基づき、遅滞なく、初回負担金相当額を申込人に対して返金する。但し、返金に要する費用は申込人の負担とする。
6　初回負担金相当額には利息は付さないものとする。
（手続実施基本契約の申込の審査）
第９条　協会は、手続実施基本契約の申込を受けた場合において、その諾否を判断するために必要ある場合には、申込人に対し説明を求め又は資料の提出を請求することができる。
（手続実施基本契約の承諾の通知）
第10条　協会が、手続実施基本契約の申込を承諾した場合には、その旨を申込人に対し電子メールにて通知する。但し、申込人が申込に際し書面による承諾の通知を求め、かつこれによる場合に必要となる公租公課その他の費用を予納した場合には、書面により通知するものとする。
2　前項但書に定める費用は、協会の指定する金融機関口座に振り込む方法により納付する。但し、承諾書面に賦課される印紙税及びこれを送付するために要する費用については、これに代えて、相当する金額の収入印紙及び送付のための料金に相当する郵便切手を協会に納付する方法によることができる。
（手続実施基本契約の申込の再審査）
第11条　規則第32条第５項に定める再審査の請求は、申込人の主たる営業所又は事務所を管轄する協会の支部を経由して行わなければならない。
2　規則第32条第５項に定める再審査を求める書面には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。
⑴　再審査を求める者の氏名、名称又は商号及び住所
⑵　手続実施基本契約の申込年月日
⑶　手続実施基本契約の再審査を求める旨及びその理由
（手続実施基本契約に定める義務の不履行の場合の意見聴取）
第12条　規則第33条第１項に定める意見聴取は、委員会が、加入貸金業者に手続実施基本契約に定める義務の不履行があると思料する場合に、当該加入貸金業者に対し、書面により、以下の各号に掲げる事項を通知しこれに対して書面で回答を求めることにより実施する。
⑴　不履行となったと思料する手続実施基本契約上の義務の内容（履行すべき時期を含む。）
⑵　当該義務を正当な理由なく履行していない場合には、当該加入貸金業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を次条に定めるところにより公表するとともに、当該加入貸金業者が登録を受けた行政庁に報告をすること。
2　前項の通知において回答を求める事項は、以下の各号に掲げる事項とする。
⑴　前項第１号に掲げる義務の履行の有無
⑵　前号の義務が履行されている場合、その日時場所その他の具体的事実
⑶　第１号の義務が履行されていない場合、履行されていない理由
3　加入貸金業者は、前項の回答に際し、証拠書類その他の証拠物件を提出することができる。
（公表の方法）
第13条　規則第33条第２項に定める公表は、180日を下らない期間、協会のウェブサイトに掲出する方法によって行う。
（手続実施基本契約の解除の手続）
第14条　規則第34条第１項に定めるところにより協会が手続実施基本契約を解除しようとする場合には、協会は、当該加入貸金業者に対し、期限を定めて弁明書の提出を求め、又は日時を定めて口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合において協会は、弁明書提出期限又は口頭による弁明の期日までに相当の期間をおいて、当該加入貸金業者に対し、書面で以下に掲げる事項を通知しなければならない。
⑴　手続実施基本契約の解除の原因となる事実及び根拠となる規則の条項
⑵　弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会を付与する場合には、その旨及び出頭すべき日時場所）
2　加入貸金業者は、前項の弁明書の提出又は口頭での弁明に際し、証拠書類その他の証拠物件を提出することができる。
（加入貸金業者名簿の記載事項）
第15条　規則第35条第１項第３号に規定する細則で定めるものは、次に掲げる事項とする。但し、第２号及び第３号に掲げる事項については、過去３年内に受けたものに限る。
⑴　加入貸金業者が手続実施基本契約を締結した年月日
⑵　加入貸金業者に係る契約者等からの申立てに基づき紛争解決手続が開始された場合において、加入貸金業者に対して当該手続に応ずるよう求めたにもかかわらず、当該加入貸金業者が正当な理由なくこれに応ずることを拒んだことにより、規則第33条第２項に定める措置を受けたことがある場合には、その旨及びその年月日
⑶　加入貸金業者が規則第98条第４項に定める勧告を受けたことがある場合には、その旨及びその年月日
（加入貸金業者名簿記載事項の変更届出）
第16条　規則第35条第４項により加入貸金業者が変更を届け出るべき事項は、同条第１項第１号に掲げる事項とする。
2　規則第35条第４項に定める届出は、届出をなすべき加入貸金業者の主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む受付窓口に対し、変更事項及び変更した年月日を記載した書面を提出して行わなければならない。

第４章　苦情処理手続

（請求の価額の算定方法）
第17条　規則第38条第１項第３号（規則第59条第２項により準用される場合を含む。）、規則第67条第２項及び規則第73条に規定する請求の価額は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第４条及び昭和31年12月12日付民事甲第412号最高裁判所民事局長通知に定めるところによって算定する。
2　請求が、金銭債権の給付又は確認を内容とするものである場合であって、同一の債権の一部のみを請求の目的とする場合にあっては、当該債権金額全額を当該債権の請求金額とみなして前項を適用する。
（代理人の許可）
第18条　規則第38条第２項に定める代理人の許可の申請は、書面により、本人と代理人との関係及び当該代理人を代理人とすることが必要である理由を示して行うものとする。
2　協会員等が、規則第38条第２項に定める許可を受けてその事業のために使用する者を代理人としようとする場合には、当該使用人は、貸金業務取扱主任者資格試験を合格した者でなければならない。
（苦情処理手続開始申立書等）
第19条　規則第39条第１項に掲げる申立書の様式は、別紙様式第３号のとおりとし、同条第２項に掲げる申立記録書の様式は別紙様式第４号のとおりとする。
2　規則第39条第１項第５号に規定する細則で定めるものは、次に掲げる事項とする。
⑴　契約者等と協会員等の間で、当該申立て前に、当該申立てに係る苦情につき直接の交渉があった場合には、その旨及びその概要
⑵　当該申立て前に、協会員等から当該申立てに係る苦情につき和解の提案があった場合には、その旨及びその内容
（代理権限を確認する書類等）
第20条　規則第39条第３項に定める方法は、以下のとおりとする。
⑴　規則第38条第１項第１号に掲げる場合には、申立人と代理人の記載のある籍謄本若しくは代理人を申立人の法定代理人と定めた判決書、調停調書若しくは和解調書の写し若しくはこれらに代わる外国政府の発行する公的証明書の謄本の提出又は提示